

国土交通省組織令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○ 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（本則関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（参事官及び技術参事官） 第二十一条 大臣官房に、参事官十七人及び技術参事官二人を置く。 2・3 （略）</p> <p>（総務課の所掌事務） 第一百五十五条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 （略） 二 住宅局の所掌に属する国際関係事務に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること。 三 七 （略）</p> <p>（住宅政策課の所掌事務） 第一百六条 住宅政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 住宅に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること（総務課の所掌に属するものを除く。）並びに住宅に関する政策の調整に関すること。 二 五 （略）</p> <p>（建築指導課の所掌事務） 第二百十条 建築指導課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一・二 （略） 三 建築物の質の向上その他建築の発達及び改善に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。</p>	<p>（参事官及び技術参事官） 第二十一条 大臣官房に、参事官十六人及び技術参事官二人を置く。 2・3 （略）</p> <p>（総務課の所掌事務） 第一百五十五条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 （略） （新設） 二 六 （略）</p> <p>（住宅政策課の所掌事務） 第一百六条 住宅政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 住宅に関する総合的な政策の企画及び立案並びに住宅に関する政策の調整に関すること。 二 五 （略）</p> <p>（建築指導課の所掌事務） 第二百十条 建築指導課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一・二 （略） 三 建築物の質の向上その他建築の発達及び改善に関すること（住宅生産課及び市街地建築課の所掌に属するものを除く。）。</p>

四 (略)

(都市鉄道政策課の所掌事務)

第二百二十五条 都市鉄道政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 都市鉄道その他の大都市における旅客の運送に係る鉄道等（以下この条において「都市鉄道等」という。）の利用の促進及び都市鉄道等による運送サービスの向上に関する基本的な政策の企画及び立案に関する事。

二〇五 (略)

四 (略)

(都市鉄道政策課の所掌事務)

第二百二十五条 都市鉄道政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 都市鉄道その他の大都市における旅客の運送に係る鉄道等（以下この条において「都市鉄道等」という。）の利用の促進、都市鉄道等による運送サービスの向上及び都市鉄道等による輸送に障害を生じた場合における駅の利用者の安全の確保に関する基本的な政策の企画及び立案に関する事。

二〇五 (略)